

国民健康保険・後期高齢者医療

熊本地震による医療費一部負担金の免除期限



手続きは町住民生活課まで

医療費の一部負担金（窓口負担）の免除期限は9月30日（土）

熊本地震により被害を受けた国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、一定の要件に該当する場合、医療機関などでの一部負担金（窓口負担）を免除していただきますが、その免除期間は9月30日（土）までです。

免除対象に該当する人は、「一部負担金免除証明書」の申請およびすでに支払った一部負担金の還付申請ができます。

免除期限 9月30日（土）
免除対象者 国保または後期高齢者医療の被保険者で、熊本地震により次のいずれかの要件に該当する方です。

- 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした被保険者
主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った被保険者
主たる生計維持者の行方が不明である被保険者
主たる生計維持者が業務を廃止、休止した被保険者
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない被保険者

申請に必要なもの
①国保または後期高齢者医療被保険者証、②災証明書、③印かん
免除対象被保険者の一部負担金の還付（払い戻し）について

免除証明書の交付対象となる人で、地震発生以降に支払った医療費がある場合は、還付（払い戻し）を受けることができます。

還付申請の対象となる医療費
平成28年4月14日（木）から平成29年9月30日（土）までに医療機関などで支払った医療費など
申請に必要なもの
①領収証、②災証明書、③国保または後期高齢者医療被保険者証、④通帳などの振込口座が分かるもの（国保被保険者は世帯主の口座、後期高齢者医療被保険者は被保険者本人の口座）、⑤印かん

国民年金

国民年金保険料の追納制度をご利用ください



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

保険料を追納すると年金の受取額を増やすことができます

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた場合と比べ、65歳から受けられる高齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

しかし、免除などの承認を受けた期間については、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があり、将来受け取る高齢基礎年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。該当する期間がある場合には、保険料を追納されることをお勧めします。

追納制度に関する注意点

追納制度を活用して保険料を納められる場合には、次の4点にご注意ください。
詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

- ①保険料の追納を行う場合には、年金事務所への事前の申し込みが必要です。
②年金機構から発行される納付書によりお支払いができます（口座振替やクレジットカード納付はできません）。
③承認された期間のうち、原則として、古い月の保険料から納付することになります。
④一部免除（半額、4分の1、4分の3）を受けた期間は、納付すべき保険料を納めていなければ、追納することはできません。
⑤承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられますので、早めの追納をお勧めします。

お問い合わせ先
熊本東年金事務所
096-367-2503

町住民生活課 096-234-1113 (内線104)

町住民生活課 096-234-1113 (内線106)

道路

公道と集落を結ぶ生活道路で、ある私道の復旧を支援

支援内容

被災した集落などにおける住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援します。

※生活道路とは？
主として地域住民の日常生活に利用される道路をいいます。

●支援対象経費
●支援対象

被災した生活道路である私道（民有地）で、次のすべての要件を満たすものが対象となります。
なお、公簿上の地目の種別は問わないこととします。
・一般交通の用に供しているもの

私道復旧事業についてのお知らせ



詳しくは町建設課にお問い合わせください

- であること
公道に接続するものであること
幅員がおおむね1.8倍以上あること
所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること
集落などで維持管理しているものであること
※私道（民有地）とは？
個人または民間団体が所有・管理している土地を道路として利用している区域をいい、実態が道路として利用されているものであれば、公簿上の目的は問いません。

支援対象者

支援対象の私道を管理する自治会または集落など
支援対象の私道の被災箇所の原形復旧に要する経費
（原形復旧に要する経費であるため、道路の拡幅工事は対象になりません）
※復旧工事費50万円未満のものを除きます。

- ▼交付基準
補助率
支援対象経費の2分の1以内
補助上限
1件あたり1,000万円

町建設課 096-234-1183 (内線163)

男女共同参画

「おとう飯（はん）始めよう」キャンペーンの実施について

6歳未満の子どもを持つ夫の週平均1日あたりの家事・育児関連時間は、平成23年時点で67分と欧米と比べて短い状況にあります。平成27年閣議決定の「第4次男女共同参画基本計画」には、67分を平成32年に2時間30分とする数値目標が掲げられています。

6月の「女性が輝く社会づくり本部」において決定された「女性活躍加速のための重点方針2017」の中でも、「男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成」を行うこととされたところと一致します。

これらを踏まえ、内閣府男女共同参画局では、子育て世代の男性

男性の皆さん、料理にチャレンジしましょう



始めようキャンペーン

固定観念にとらわれない生き方を

の料理への参画促進を目的とした「おとう飯（はん）始めよう」キャンペーンが実施されることになりました。

キャンペーンは、料理に関する知識やスキルのギャップを埋めるきっかけとなるイベントを実施する予定としており、その後、「おとう飯（はん）」のコンセプトが活用されることで男性が料理に参画する気運が醸成されることを狙いとしています。

「おとう飯（おとうはん）」とは？

男性が料理をするにあたっては、知識や技術がなくて自分には作れない、家族のために作る料理は栄養バランスや盛り付けなどに気をつかい立派でなければいけない、料理を作ってみたものの家族に不評だったため作るのをやめてしまったなど、技術的、心理的ハードルがあると思われがちです。

そこで、男性の料理参画への第一歩として、簡単に手間を掛けず、多少見た目が悪くても美味しい料理を「おとう飯」と命名しました。詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページをご覧ください。
http://www.gender.go.jp/

町総務課 096-234-1140 (内線223)